

(株)清水屋商事おすすめ商品

とにかくすごい洗淨力と乾燥力！！  
塩素フリー、トリクレン代替え洗淨剤

# Sハイクリーナー



## 当社試験データ

適用法令	消防法	第4類第1石油類
	労安法	有機則外
	PRTR法	非該当
乾燥時間	中乾性	1度拭き約6～7秒
材料影響試験	鉄系金属	影響なし
	アルミ	影響なし
	銅、真鍮	影響なし
	シート合成皮	変色・異常なし(漬け置きは×)
	テールランプ	ケミカルクラック・くもりなし
	ヘッドライト	ケミカルクラック・くもりなし
	ウインカー	ケミカルクラック・くもりなし
	ポリプロピレン	影響なし
	ABS	影響なし
	ポリカーボネイト	影響なし
ゴム類	影響なし(漬け置きは×)	

## 使用用途

マシニング、NC 加工部品、精密自動機加工部品、航空機使用のアルミ部品、精密プレス加工部品で使用する、水溶性、油性切削油の頑固な汚れ、エンジン内部のカーボン洗淨。鉄系金属および、アルミ、銅、真鍮などの洗淨に使用。(ただし、銅、真鍮、など変色しやすい商品はあらかじめ浸漬テストをお願い致します。)

販売元  
株式会社清水屋商事  
横浜市港北区新吉田町4048  
TEL:045-591-0835  
FAX:045-591-0840

製造元  
株式会社 東洋化学商会  
東京都江東区亀戸9-37-1

## 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名	Sハイクリーナー
販売元	株式会社 清水屋商事
住所	横浜市港北区新吉田町 4048
電話番号	045-591-0835
製造元	株式会社 東洋化学商会
住所	東京都江東区亀戸 9丁目 37番 1号
担当者	開発部 村上康樹
電話番号	03-3685-4351
FAX番号	03-3637-5276
作成日	2012年01月17日

## 2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類・ラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康に対する有害性	急性毒性経口 区分4
	皮膚腐食性、刺激性 区分3
	眼に対する重篤な損傷性、眼刺激性 区分2
	生殖細胞変異原性 区分1B
	発がん性 区分2
	生殖毒性 区分1A
	特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分1 特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分3 麻酔作用
特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分1	
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性 区分1
	水生環境急性有害性 区分2
	水生環境慢性有害性 区分2



注意喚起語 危険

[危険有害性情報]	引火性の高い液体及び蒸気
	飲み込むと有害
	軽度の皮膚刺激
	重篤な眼への刺激
	遺伝子疾患のおそれ
	発がんのおそれの疑い
	生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	単回暴露により臓器の障害
	麻酔作用、眠気及びめまいのおそれ
	長期または反復暴露により臓器の障害
	飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
	水生生物に毒性
	長期的影響により水生生物に毒性

[安全対策] すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。使用前に取扱い説明書を入手すること。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙  
 容器を密閉しておくこと。 涼しい所に置くこと  
 静電気放電や火花による引火を防止すること。  
 防暴の電機機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。環境への放出を避けること

[救急処置] 皮膚に付着した場合は多量の水と石鹼で洗うこと。  
 皮膚（又は毛髪）に付着した場合は直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。  
 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。  
 暴露又はその懸念がある場合は医師の診断、手当を受けること。  
 暴露した時、又は気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。

### 3. 組成及び成分情報

[単一製品・混合物の区別] 混合物

内容成分 (化学名又は慣用名)	含有量 [wt%]	既存化学 物質番号	CAS No	PRTTR法 政令番号	安衛法通知物 政令番号
①メチルシクロヘキサン	80～90	3-2230	108-87-2	対象外	576
②エタノール	10～20	2-202	64-17-5	対象外	61
③イソプロピルアルコール	1～5	2-207	67-63-0	対象外	494
④1-プロパノール	1～5	2-207	71-23-8	対象外	494

労働安全衛生法 表示の対象となる物質 イソプロピルアルコール

労働安全衛生法 MSDSの対象となる物質 メチルシクロヘキサン、エタノール、イソプロピルアルコール、1-プロパノール

### 4. 応急措置

[吸入した場合] 被災者を直ちに新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること  
 気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。

[皮膚に付いた場合] 汚れた衣類等をすぐに脱がせ、多量の水(ぬるま湯)と石鹼で溶剤の付いた部分を十分に洗い流して下さい。  
 皮膚刺激が生じた場合や気分が悪い時は医師の診断、手当を受けること。

[眼に入った場合] 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
 その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合や気分が悪い時は医師の診断、手当を受けること。

[飲み込んだ場合] 被災者に意識のある場合は、水かぬるま湯で口をすすぐ程度でなにも与えないで下さい  
 無理に吐かせないこと。  
 直ちに医師の診断、手当を受けること

[応急措置をする者の保護] 救助者はゴム手袋、密閉ゴーグルなど状況に応じて適切な防護具を着用すること。

[医師に対する特別注意事項] 安静と症状の医学的な経過観察が必要

### 5. 火災時の措置

[適切な消火剤] 二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂

[消火方法] 消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。  
 周辺火災の場合には、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
 関係者以外は安全な場所に退去させる。  
 燃焼源の供給を速やかに止める。それが不可能でかつ周辺に危険が及ばなければ、燃え尽きるのを待つ。  
 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

[消火を行う者の保護] 消火作業の際は空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

[人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置]	<p>作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や蒸気の吸入を避ける 漏出場所の風上から作業し風下の人を退避させる。 着火の危険がないことを確認した後、換気する。</p> <p>漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。</p>
[環境に対する注意事項]	<p>漏出物が排水路や河川等に排出されないようにする。</p>
[回収・中和・除去方法]	<p>乾燥砂、不燃性吸収材などに吸収させて、密閉できる容器に回収する。 大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。 付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。</p>
[二次災害の防止策]	<p>危険でなければ漏れを止める。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残ると滑る危険性があるため、こまめに処理する。</p>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

[技術的対策]	<p>空気中の濃度を暴露限度以下に保つために換気を十分に確実に行う。 火、高温物、その他着火の原因となるものから遠ざけておく。 静電気対策を行う。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止するなど、火災予防対策を講ずること。</p>
[安全取扱い注意事項]	<p>労働安全衛生法、消防法等の関連法規に準拠して作業を行って下さい。 眼、皮膚への接触や蒸気の吸入を避けること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 空になった容器に他の物を入れるなど、容器を再利用しないこと。</p>
[保管条件]	<p>直射日光を避け、乾燥した換気のよい涼しい保管室に保管する。 火気や高温物などの着火源から遠ざける。 温度が 40℃以上となる場所に置かない。 混触禁止物質：強酸化剤</p>

## 8. 暴露防止及び保護措置

### [管理濃度と許容濃度]

化学名①メチルシクロヘキサン

管理濃度 未設定

許容濃度 日本産業衛生学会 400 p p m 1600m g /m<sup>3</sup>

ACGIH TWA 400 p p m (上気道刺激、中枢神経系損傷、肝臓及び腎臓障害)

化学名②エタノール

管理濃度 未設定

許容濃度 日本産業衛生学会 未設定

ACGIH STEL 1000 p p m (上気道刺激)

化学名③イソプロピルアルコール

管理濃度 <=200 p p m

許容濃度 日本産業衛生学会 最大値 400 p p m 980m g /m<sup>3</sup>

ACGIH TWA 200 p p m STEL 400 p p m (眼及び上気道刺激、中枢神経系損傷)

化学名④1-プロパノール

管理濃度 未設定

許容濃度 日本産業衛生学会 未設定

ACGIH TWA 100 p p m (眼及び上気道刺激)

[設備対策] 許容濃度以下に保つために、換気をしながら使用すること。

[保護具]	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	換気が不十分な場合は適切な呼吸器保護具を着用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な眼の保護具を着用すること。 長袖作業衣、必要に応じて保護服、及び保護長靴を着用すること。
-------	---	--

[衛生対策]	取扱い後はよく手を洗うこと。 作業着等に付着した場合は速やかに着替える。
--------	---

## 9. 物理的及び化学的性質

[物理的状态]	無色透明液体
[臭気]	溶剤臭
[pH]	データなし
[融点・凝固点]	データなし
[沸点、初留点及び沸騰範囲]	≥78℃
[引火点]	≥-1.0℃
[爆発範囲]	下限 データなし 上限 データなし
[比重]	0.77 (20℃)
[溶解性・水溶解性]	水に不溶

## 10. 安定性及び反応性

[安定性] 予期される通常の保管及び取扱いの条件において安定と考えられる。

## 11. 有害性情報

危険・有害性項目	①メチルシクロヘキサン	②エタノール	③イソプロピルアルコール	④1-プロパノール
急性毒性（経口）	区分4 飲み込むと有害	区分外	区分5 飲み込むと有害のおそれ	区分5 飲み込むと有害のおそれ
急性毒性（経皮）	区分外	分類できない	区分5 皮膚に接触すると有害のおそれ	区分5 皮膚に接触すると有害のおそれ
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外	分類対象外	分類対象外	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	区分外	区分外	区分外	分類できない
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類できない	区分外	分類できない	分類できない
皮膚腐食性、刺激性	区分3 軽度の皮膚刺激	区分外	区分外	区分2 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性、眼刺激性	区分2	区分2A-2B 強い眼刺激	区分2A-2B 強い眼刺激	区分2A 強い眼刺激
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない	区分1B 遺伝性疾患のおそれ	区分外	分類できない
発がん性	分類できない	区分外	区分外	区分2 発がんのおそれの疑い
生殖毒性	分類できない	区分1A 生殖能または胎児への悪影響のおそれ	区分2 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い	区分2 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
標的臓器全身毒性(単回暴露)	区分3 麻酔作用眠気またはめまいのおそれ	区分3 呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれ	区分1 臓器(中枢神経系、腎臓、全身毒性)の障害 呼吸器への刺激のおそれ 区分3 呼吸器への刺激のおそれ	区分3 呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれ
標的臓器全身毒性(反復暴露)	分類できない	区分1(肝臓)長期または反復暴露による臓器の障害 区分2(神経)長期または反復暴露による臓器(神経)の障害のおそれ	区分2 長期または反復暴露による臓器(血管、肝臓、膵臓)の障害のおそれ	分類できない
吸引性呼吸器有害性	区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ	分類できない	区分2 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ	区分2 飲み込み、気道に侵入すると有害

## 12. 環境影響情報

危険・有害性項目	①メチルシクロヘキサン	②エタノール	③イソプロピルアルコール	④1-プロパノール
水生環境急性有害性	区分2 水生生物に毒性	区分外	区分外	区分外
水生環境慢性有害性	区分2 長期的影響により水生生物に毒性	区分外	区分外	区分外

## 13. 廃棄上の注意

〔残余廃棄物〕 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

〔汚染容器及び包装〕 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。  
関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

## 14. 輸送上の注意

〔国際規制〕 国連分類 クラス3 引火性液体  
国連番号 1263

〔国内規制〕 陸上規制情報 消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

海洋汚染防止法 有害液体物質（Y類）メチルシクロヘキサン、1-プロパノール  
有害液体物質（Z類）エタノール、イソプロピルアルコール

〔安全対策〕 運搬に際しては容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

## 15. 適用法令

〔毒物及び劇物取締法〕 該当しない

〔労働安全衛生法〕 表示対象物質 イソプロピルアルコール  
通知対象物質 エタノール、イソプロピルアルコール、1-プロパノール、メチルシクロヘキサン

〔有機溶剤中毒予防規則〕 該当しない

〔化学物質排出管理促進法（PRTR法）〕 該当しない

〔化審法〕 第3種監視化学物質 メチルシクロヘキサン

〔消防法〕 第4類 引火性液体 第1石油類非水溶性液体 危険等級II

〔船舶安全法〕 引火性液体類

〔航空法〕 引火性液体

## 16. その他の情報

### 注 釈

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により改訂されることがあります。記載内容は現時点で入手出来た資料や文献等の情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、如何なる保証もなすものではありません。

全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは、保障出来ません。記載事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。

### 引用文献

製品安全データシートの作成指針 日本化学工業協会、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム  
その他、各原料メーカーのMSDSに準拠する。